

I 中間年度見直しの実施について



I 中間年度見直しの実施について

I 中間年度における見直し実施の目的

東大和市では、国の法令及び東京都の実施計画や通知等に基づき実践してきた特別支援教育について整理し、市教育委員会が目指している方向性を体系的に理解・共有することを目的として、平成26年に「東大和市特別支援教育推進計画」を、平成29年に「第二次東大和市特別支援教育推進計画」、令和4年に「第三次東大和市特別支援教育推進計画」を策定しました。「第三次東大和市特別支援教育推進計画」では、『すべての子どもたちがお互いを尊重し、豊かな心で生き生き育つまち 東大和』を理念とし、指針に基づく施策を実施してきました。

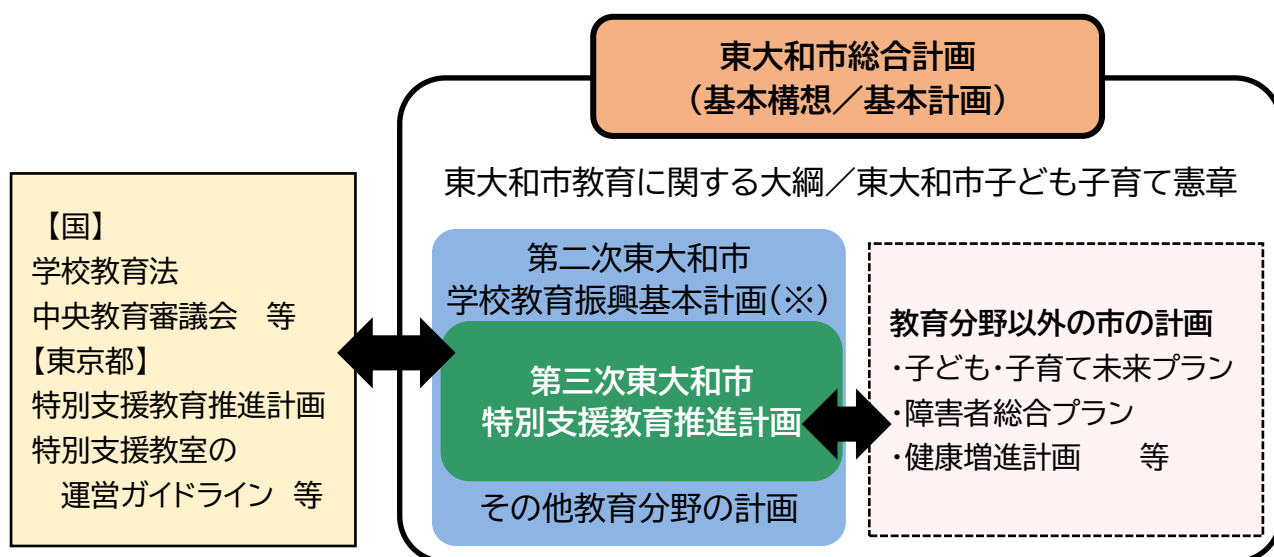
計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間としており、令和6年度が中間年度に当たります。

そこで、施策ごとの取組状況の実績を検証し、計画策定時の目標と実績値の比較や国等の特別支援教育に関する動向等を踏まえ、内容の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

第三次東大和市特別支援教育推進計画は、東大和市総合計画（基本構想/基本計画）で定められた施策の一つである学校教育施策の長期的な指針「第二次東大和市学校教育振興基本計画」（※）の中の、特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示すものです。本計画は、国の法令や指針、東京都の実施計画等の動向を踏まえるとともに東大和市子ども・子育て未来プラン等の各行政計画との調和を図り策定しました。

表1 第三次東大和市特別支援教育推進計画と他計画等の関係（計画策定時）



※中間年度見直し実施時には、令和6年～10年を計画期間とする
「第三次東大和市学校振興基本計画」を策定しています。

3 国等の特別支援教育に関する動向

(1) 学校教育法の一部改正

平成19年4月に、従来の「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への転換が図られました。特別支援教育は、発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されることとされました。また、平成25年9月における学校教育法施行令の一部改正では、障害のある幼児・児童・生徒の就学先について、区市町村教育委員会が、幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改められました。

(2) 児童の権利に関する条約

平成6年4月、国は「児童の権利に関する条約」に批准、同年5月に発効しました。同条約は、18歳未満を「児童」と定義し、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。国際人権規約において定められている権利を児童について詳しく表し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項が規定されています。

(3) 障害者の権利に関する条約の締結

平成19年9月、国は「障害者権利条約」に署名し、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等の国内法の整備を進め、平成26年1月に批准しました。条約第24条では、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

令和4年8月、批准後初めて、障害者権利条約の対日審査と勧告があり、勧告の趣旨を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶための条件整備を進めていくとしています。

(4) 障害者基本法の改正

障害者権利条約の批准に先立ち、平成23年8月に障害者基本法が改正されました。障害者の教育については、第16条において「障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

(5) 障害者差別解消法の制定

平成28年4月に障害者差別解消法が制定されました。同法は「障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者に対する合理的配慮の提供」について行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現

に資することを目的としています。

令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者においても「障害者に対する合理的配慮の提供」が義務化されました。

(6) 発達障害者支援法の改正

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成28年5月に改正されました。この改正では、切れ目なく発達障害のある方の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第8条において、国及び地方公共団体は、「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うこと」等が新たに規定されました。

(7) こども基本法の施行・こども大綱の策定

令和5年4月こども基本法が施行され、同法の基本理念に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども大綱が策定されました。

こども大綱における「ライフステージを通した重要事項」では特別支援教育について、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めること等の施策に取り組むこととしています。

(8) 児童福祉法の一部改正

平成28年6月に、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応として、医療的ケア児への支援の体制整備が努力義務とされました。教育関係においては、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう求めています。

(9) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されました。同法の基本理念として、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない幼児・児童・生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に医療的ケアに係る支援が行われるなど、社会全体で支えることが示されました。また、第10条では、国及び地方公共団体は医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図られるよう必要な措置を講ずることとされています。

(10) 中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

(1 1) 障害者活躍推進プランの策定

国では、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進するため、障害者活躍推進プランを策定しました。同プランは、重点的に進める6つの政策プランが掲げられ、教育分野では「発達障害等のある子供達の学びを支える～共生の「学び」に向けた質の向上プラン～」を定めています。

(1 2) 中央教育審議会による「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（答申）

国は、中央教育審議会に「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問し、令和3年1月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」の答申を受けました。この答申では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。その中で、「新時代の特別支援教育の在り方について」の基本的な考え方として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進することとされています。

(1 3) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

平成16年11月、東京都教育委員会は、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。平成29年2月には「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とした「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定しました。

参考 （１０）中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 （平成 24 年7月 抜粋）

○ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

○ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

○ 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

○ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

○ 今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の 10 年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

4 東大和市における関連する計画等の状況

(1) 第三次基本構想・第五次基本計画（令和4年度～令和23年度）

令和4年度を初年度とする「東大和市総合計画 輝きプラン」を策定しました。総合計画では、20年後に市が目指すべき“まち”の姿（将来都市像）を掲げる（第三次基本構想）とともに、その将来像を実現するために当初10年で行うべき施策を明らかにします（第五次基本計画）。

第三次基本構想では、基本目標として以下の6つを掲げています。

- 子どもたちの笑顔があふれるまち
- 健康であたたかい心のかよいあうまち
- 安全・安心で利便性が高いまち
- 心豊かに暮らせるまち
- 環境にやさしいまち
- 暮らしと産業が調和した活力あるまち

(2) 第三次学校教育振興基本計画（令和6年度～令和10年度）

学校教育振興基本計画では、「笑顔あふれる豊かな学び 一人一人のウェルビーイングを高める学校づくり」を基本理念とし、以下の方針を掲げています。

- グローバル化する社会の持続可能な発展に向けて主体的に学び続ける力の育成
- 誰一人取り残さない全ての児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障
- 学校・家庭・地域の連携による学びの充実
- 教育DXの推進

(3) 子ども・子育て未来プラン（令和2年度～令和6年度）

子ども・子育て未来プランでは、以下の基本目標を掲げています。

- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります
- ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境を作ります
- 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります
- 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります
- 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

(4) 第3次障害者総合プラン（令和6年度～令和8年度）

第3次障害者総合プランでは、以下の計画目標を掲げています。

- 自立を支える基盤の整備と充実
- 自立を支えるサービスの充実
- ライフステージに対応した支援の充実
- 共生社会実現を目指した地域づくり

(5) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。

このSDGsについて、国では、平成28年に「SDGs実施指針」を策定し、SDGsを全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

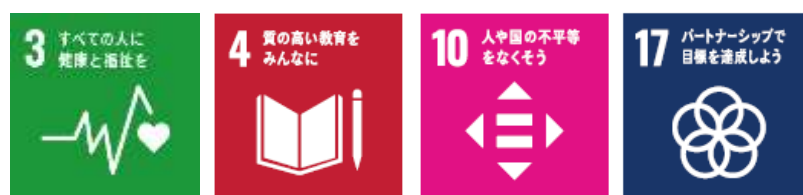
当市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものであると考えています。本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

図1 SDGsの17のゴール



上記のうち、本計画と密接な関連のあるゴールは、以下のとおりです。

図2 本計画と密接な関連のあるゴール



5 計画の理念

特別支援教育の理念は、「発達障害を含め障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」ものです。第二次計画ではこの理念のもとに、特別支援教育に係る施策を計画的に進めてきました。

第三次東大和市特別支援教育推進計画では、第二次計画の理念を継承し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることや地域の一員として生きていく力を培い、地域共生社会の実現を目指して、計画の理念を次のように定めています。

『すべての子どもたちがお互いを尊重し、
豊かな心で生き生きと育つまち 東大和』

